

阿見町上下水道事業の概要  
及び現状について



## 1. 水道事業

### (1) 水道事業の概要

本町の水道事業は、昭和 39 年度に事業認可を受け供用を開始し、現在は「阿見町水道ビジョン」、「阿見町水道施設整備基本計画」にもとづいて整備を進めております。平成 28 年度末にて、表 1-1 水道給水区域面積及び表 1-2 水道普及率・有収率において各数値を示しております。給水人口が 40,798 人であり、行政区域内人口 47,430 人に対して普及率 86.0%となっております。

なお、平成 27 年度末時点における全国の普及率は 92.9%、類似団体（給水人口 3 万人以上 5 万人未満）普及率は 84.8%となっております。※地方公営企業決算状況調査（総務省実施）より

表1-1 平成28年度末水道給水区域面積

事業創設認可 年月日	供用開始 年月日	給水人口	給水区域面積
S39.10.1	S39.10.1	40,798人	2,435ha

※給水人口：当該年度決算に基づく、現に給水をしている年度末人口

※給水区域面積：現に給水している給水区域の面積

表1-2 平成28年度末水道普及率・有収率

行政区域内 現在人口 (A)	給水人口 (B)	普及率 (B)/(A)	年間配水量 (C)	年間有収水量 (D)	有収率 (D)/(C)
47,430人	40,798人	86.0%	4,047,168m <sup>3</sup>	3,783,048m <sup>3</sup>	93.5%

※行政区域内現在人口：住民基本台帳に記載された人口

※年間有収水量：水道料金徴収の対象となった水量

取水施設は、自己水源として追原の深井戸が 2 井と茨城県企業局の県南広域水道用水供給事業を主な水源として受水を行っております。浄水施設は追原浄水場、配水施設では追原配水場、上郷配水場があります。また、平成 30 年度より福田の深井戸を水源として利用します。

### (2) 水道事業の経営状況

水道事業は独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく水道料金を基本として運営しています。

直近 5 年間の水道事業の損益状況は、表 1-3 にて示しております。営業収益は、給水人口と普及率がわずかながら増加し、上昇傾向にあります。営業費用では、水道事業の運営に係る経費として、県からの受水費や配水に伴う動力費などが含まれており、うち施設の

使用に伴う減価償却費が約 1/3 を占めております。経営努力により各年度とも利益が出ている状況です。また、平成 26 年度の公営企業会計制度改正により、資産価値の減少（減価償却費）に合わせて過去に国・県から受け取った補助金を按分し、長期前受金戻入として営業外収益にて計上しているため、当年度純利益が大きく増加しております。ただし、この利益増加分は現金の入金を伴わないものです。

一方で水道事業を支える水道管や給配水施設といった固定資産は増大しており、将来の老朽化に備える更新費用の確保（積み立て）が必要になります。

表1-3 阿見町水道事業直近5年間損益

(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
営業収益	①	907,334	898,318	928,449	930,116	932,463
営業費用	②	840,584	881,416	886,115	898,447	909,383
うち受水費		331,031	324,661	321,154	315,624	302,489
うち配水及び給水費		121,624	129,493	125,168	122,201	138,664
うち減価償却費		242,799	259,213	266,816	273,886	276,756
営業利益	③=①-②	66,750	16,902	42,334	31,669	23,080
営業外収益	④	37,225	63,835	166,609	179,023	181,102
うち長期前受金戻入	⑤	-	-	93,889	96,834	99,531
営業外費用	⑥	17,434	19,003	31,135	36,343	20,668
経常利益	⑦=③+④-⑥	86,541	61,734	177,808	174,349	183,514
当年度純利益	⑧	79,726	50,141	151,097	174,246	201,178
積立可能額	⑧-⑤	79,726	50,141	57,208	77,412	80,088

※平成28年度の積立可能額は長期前受金戻入の過年度修正益21,559千円を控除

### (3) 水道料金改定の必要性

昭和 63 年以降の本町水道料金は、表 1-4 水道料金体系に示しており、基本料金に一定水量を付与した基本水量制として 10 m<sup>3</sup>までの利用を一律料金としております。

一方、土浦市から給水を受けている本町の住吉地区（現在土浦市の水道料金体系、基本水量のない「従量制」適用）を平成 30 年度より本町からの給水に切り替える予定としており、住吉地区の 10 m<sup>3</sup>以下の小口使用者の料金上昇による不公平感が懸念されます。住吉地区の不公平感を解消すること、また節水意識の高まりを受けて使用量に見合った負担の実現が可能となる料金体系とすることが必要な状況となっております。

表1-4 水道料金体系(1ヶ月当り、税抜)

	基本料金	超過料金			
	~10m <sup>3</sup>	11~30m <sup>3</sup>	31m <sup>3</sup> ~		
現状	1,800円	220円/m <sup>3</sup>	260円/m <sup>3</sup>		
	一律	0~10m <sup>3</sup>	11~20m <sup>3</sup>	21~50m <sup>3</sup>	51m <sup>3</sup> ~
参考:住吉地区(土浦市)	450円	115円/m <sup>3</sup>	210円/m <sup>3</sup>	255円/m <sup>3</sup>	310円/m <sup>3</sup>

## 2. 公共下水道事業

### (1) 公共下水道事業の概要

本町の公共下水道事業は、昭和 54 年度事業認可、昭和 59 年度に供用を開始し、現在は「県生活排水ベストプラン」、「阿見町公共下水道基本計画」にもとづいて整備を進めております。平成 28 年度末にて、表 2-1 整備区域面積及び表 2-2 普及率・水洗化率を示しております。全体計画面積 2,465ha に対して、処理区域 1,053ha となっております。また、本町の公共下水道普及率は 69.2%（平成 28 年度末）となっており、全国の公共下水道普及率は 78.2%，茨城県の公共下水道普及率は 61.3%となっております。

※全国及び茨城県の普及率は、平成 28 年度末時点における全国の汚水処理人口普及状況調査（国土交通省・農林水産省・環境省合同実施）速報値より

表2-1 平成28年度末公共下水道整備区域面積

建設事業開始 年月日	供用開始 年月日	全体計画 面積	現在処理区域 面積
S55.2.19	S59.4.1	2,465ha	1,053ha

※全体計画面積：将来的に公共下水道を整備していく面積

※現在処理区域面積：整備が完了した面積

表2-2 平成28年度末公共下水道普及率・水洗化率

行政区域内 現在人口 (A)	処理区域人口 (B)	普及率 (B)/(A)	水洗化人口 (C)	水洗化率 (C)/(B)
47,430人	32,804人	69.2%	31,793人	96.9%

※行政区域内現在人口：住民基本台帳に記載された人口

※処理区域人口：公共下水道が整備された区域内の人口

※水洗化人口：公共下水道が整備された区域内の公共下水道に接続している人口

また、近隣である土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市とで構成する『霞ヶ浦湖北流域下水道』に属し、茨城県流域下水処理場である霞ヶ浦浄化センターに接続しております。

### (2) 公共下水道事業の収支状況

公共下水道事業は、独立採算性の原則及び「雨水公費、汚水私費の原則」（※）に基づき、運営費（維持管理費）のうち、雨水にかかる経費は公費で、汚水にかかる経費は利用者からの下水道使用料等で賄う事としています。さらに、建設費については受益者負担金、国費、町債（借入金）等を充てています。

直近5年間の公共下水道事業の収支状況は、表2-3にて示しております。整備の進捗・水洗化の向上により下水道使用料収入は増加傾向にありますが、毎年度、一般会計から多額（平成28年度実績で約5.8億円）の繰入金があることにより、実質収支が黒字となっている状況となります。

※雨水公費，汚水私費の原則：自然現象である雨水の処理費用は公費（税金等）で賄い，家庭や事業所から排出される汚水の処理費用は，公共下水道使用者からの下水道使用料で賄うことが原則とされています。

表2-3 阿見町公共下水道事業直近5年間収支

(単位:千円)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収益的収入	①	1,063,700	1,088,390	1,175,671	1,213,211	1,147,114
うち使用料収入		537,359	620,825	699,667	673,076	670,817
うち一般会計繰入金	(A)	525,109	466,180	474,892	529,596	468,350
収益的支出	②	635,406	622,721	700,753	708,135	628,737
資本的収入	③	607,930	780,857	1,448,106	1,235,239	1,029,050
うち一般会計繰入金	(B)	182,346	135,072	114,817	50,063	107,429
資本的支出	④	1,014,792	1,209,158	1,948,544	1,790,511	1,573,726
収支総計	⑤=①-②+③-④	21,432	37,368	▲ 25,520	▲ 50,196	▲ 26,299
前年度繰越金	⑥	68,926	90,358	127,726	102,206	52,010
翌年度繰越工事財源	⑦	12,339	8,351	17,527	28,004	14,130
実質収支(翌年度繰越額)	⑧=⑤+⑥-⑦	78,019	119,375	84,679	24,006	11,581
一般会計繰入金合計額	(A)+(B)	707,455	601,252	589,709	579,659	575,779

※n年度の前年度繰越金⑥=(n-1)年度翌年度繰越工事財源⑦+(n-1)年度実質収支(翌年度繰越額)⑧

### (3) 下水道使用料改定の必要性

本町の下水道使用料は，平成24年10月には住民のご理解のもと改定させていただきました。然しながら，今後益々深刻となる老朽化による公共下水道施設の更新費用や長寿命化への対策修繕費用など，公共下水道の財政状態は一段と厳しいものになると想定されます。

また，少子高齢化や人口減少などにより町財政についても厳しい状況にある中で，今後も一般会計からの繰入金に頼った事業の実施は困難となります。「雨水公費，汚水私費の原則」に基づきながらも公共下水道使用者の方に過度な負担とならないよう配慮したうえで，下水道使用料の改定が必要な状況となっております。

表2-4 下水道使用料体系(1ヶ月当り、税抜)の推移

	基本料金	超過料金					
	～10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	11～20 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	21～30 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	31～50 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	51～100 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	101～500 <sup>3</sup> m <sup>3</sup>	501 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> ～
供用開始～平成24年9月	1,000円	110円/m <sup>3</sup>	120円/m <sup>3</sup>	130円/m <sup>3</sup>	140円/m <sup>3</sup>	150円/m <sup>3</sup>	
平成24年10月～	1,000円	120円/m <sup>3</sup>	130円/m <sup>3</sup>	150円/m <sup>3</sup>	160円/m <sup>3</sup>	170円/m <sup>3</sup>	180円/m <sup>3</sup>